

## 生駒市立幼稚園再編に係る基本方針案作成業務委託仕様書

本仕様書は生駒市立幼稚園再編に係る基本方針案作成業務(以下「本業務」という。)の基本的内容について定めるものであり、本業務の目的達成のため必要な事項の詳細については、生駒市(以下「市」という。)と受託者とで協議して定める。

### 1 委託の目的

本業務は「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」「生駒市立幼稚園の再編に係る方向性」等のこれまでの経緯を鑑みつつ、アンケート調査等を実施し、保護者ニーズの動向を具体的に把握し、対象園毎に各園の今後の在り方について、存続、再編のみならず、公立園の強みを生かした今後の運営方法等も含めた基本方針を作成することを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

### 3 業務スケジュール(概要)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
契約	↔						
① 調査票作成	↔						
(市)調査実施		↔					
② データ分析・集計			↔				
③ 調査報告書作成				↔			
基本方針案作成					↔		
修正・調整等							↔

※詳細なスケジュールについては協議の上定める。

### 4 委託内容

#### (1)調査の実施、集計分析、報告書の作成等

##### ①アンケート調査※の作成支援

・アンケート調査は以下の2つを行う。

- I. 対象園の保護者に実施する幼稚園についての意向等調査
- II. 無作為抽出にて行う調査

## アンケート調査の作成支援内容

- ・調査内容及び項目
- ・調査対象者の範囲
- ・必要に応じて調査内容や調査方法に関するアドバイスをを行う。

※サンプル数については最大3,000以内を想定。

アンケートはインターネットでのアンケートフォームを利用して、市が直接実施し、個人情報の収集は行わない。

Iについては夏季休業期間までに実施する。

## ②アンケート調査のデータの集計・分析

- ・アンケートデータ分析については事前に調査作成の段階で市と協議を行い、調査終了後回答データについて集計・分析を行うこと。

## ④ 調査報告書等の作成

- ・アンケート集計、分析等を行った結果について速やかに調査結果をデータにして市へ提出するとともに、各設問に対して図や図表(白黒印刷で明確に判読できるもの)、コメント等を使用し、視覚的に分かりやすく調査結果をまとめて調査報告書及びその概要版を作成するものとする。

なお、作業・報告段階で市から指示があればそれに従い、修正・追加等を行うとともに、報告書等の作成に当たっては、構成及び記載内容(案)や使用する図表・地図の種類、計数表示、端数処理、無回答等の取扱い方法等を事前に提示し、市と協議した後に市の承認を得ること。

## (2)基本方針案作成

(1)の調査の結果及び市が提供する次のデータに基づき分析及び概ね10年度先までの推計を行い、市との協議を経た上で対象の市内公立幼稚園毎の基本方針案を作成する。

### 【市が提供するデータ】

- ・市全体の人口推計
- ・各園に通っている児童の住まいの町及び人数(平成27年度～令和7年度)各年度5月1日現在
- ・市内幼稚園の対象区域一覧
- ・市の町別年齢別人口(平成27年度～令和7年度)各年度5月1日現在
- ・その他基本方針案作成に必要と認められるデータ

### 【基本方針案作成対象園】

- ・なばた幼稚園
- ・俵口幼稚園

- ・あすか幼稚園
- ・桜ヶ丘幼稚園
- (・ひがし保育園)

※ひがし保育園については、桜ヶ丘幼稚園の方針と関連する可能性があるため。

## 5 成果品

### ① 集計・分析データ

1行1件として取りまとめた次の規定に基づいて作成した電子データ

I.ファイル形式:CSV形式テキストファイル

- 文字コード:Shift\_JIS 形式
- 改行コード:CRLF
- 区切り文字:カンマ

II.先頭行はヘッダー行とし、各列の項目名を格納すること。

III.値は、「ダブルクォート(“)」で囲むこと。ただし、値に「ダブルクォート」、「カンマ」「制御文字」を含まない場合は、この限りではない。

IV.各行には、行を識別するための値(例:ID番号)を含むこと。

### ② 調査報告書

- ・1部(A4版、単色、20 頁程度)
- ・上記の電子データ(Word 形式又は Excel 形式及び PDF 形式)

### ③ 基本方針

次の電子データ(Word 形式又は Excel 形式及び PDF 形式)

- ・園毎の基本方針
- ・ひとつにまとめた基本方針

### ④上記①～③の全電子データを収録した媒体

- ・CD-ROM等に保存したものを2枚

## 6 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属はすべて市のものとし、市が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

## 7 関係計画・法令等

本業務の実施にあたっては、次の計画等に整合し、準拠すること。

- ・生駒市こども計画(生駒市子ども・子育て支援事業計画)
- ・生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方
- ・生駒市立幼稚園の再編に係る方向性について
- ・学校教育法、児童福祉法等の関連法令

## 8 その他

- ・本業務を遂行するにあたっては、事前に市と十分な協議を行い、市の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務にあたること。
- ・業務に用いる消耗品等、受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- ・業務の遂行上必要な資料で市が所有しているものについては貸与するが、適正な管理を行うとともに、業務終了後は速やかに返却するものとする。
- ・業務の遂行において、疑義が生じた場合には速やかに市と協議を行い、適切に対応すること。
- ・受託者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行うものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。
- ・本仕様書に記載のない事項が発生した場合には、両者の協議により決定する。